第２期流山市成年後見制度利用促進基本計画【概要版】

『生涯、一人ひとりの意思や権利が尊重され安心して暮らせるまちの実現』

計画策定の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第１４条の規定に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策について基本的な方針を定めるものです。流山市の最上位計画である総合計画や、地域福祉の基本的指針を示した地域福祉計画に基づく個別計画として策定し、高齢者支援計画や障害者計画とも整合性を図ります。

計画の期間

計画期間は国の計画期間に合わせ令和９年度から令和１３年度までの５年間とします。

流山市の現状

高齢者の高齢化に伴い、要支援・要介護認定者数も増加しているほか、高齢者のいる世帯では半数以上が高齢者のみで生活しています。また、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数も年々増加しています。民法改正に伴い、本人の意向の把握と尊重の法的義務化、必要性を要件とした制度利用、後見制度の終了・補助人（改正民法施行前における成年後見人等）交代の柔軟化等を含む制度の大幅な見直しが図られたことから、新しい成年後見制度や流山市における相談窓口の周知を図り、適切に制度の利用に繋げていく必要があります。

第２期計画に向けた課題

（１）関係機関との連携体制の構築

本人や本人の身近な支援者向けの相談体制の整理と併せ、権利擁護が必要な方の支援に携わる一次相談窓口等が適切かつ迅速に権利擁護支援を行うため、随時弁護士による助言及び指導を受けることができる「流山市権利擁護アドバイザリー」（以下「権利擁護アドバイザリー」といいます。）と成年後見制度の利用が想定される方に対し受任者調整と権利擁護支援チームを早期に構築することを目的とした「流山市受任者調整を見越した事前関与スキーム」（以下「事前関与スキーム」といいます。）の整備を進めています。また、本人を中心とした権利擁護支援を支える連携体制の構築を進める必要があります。

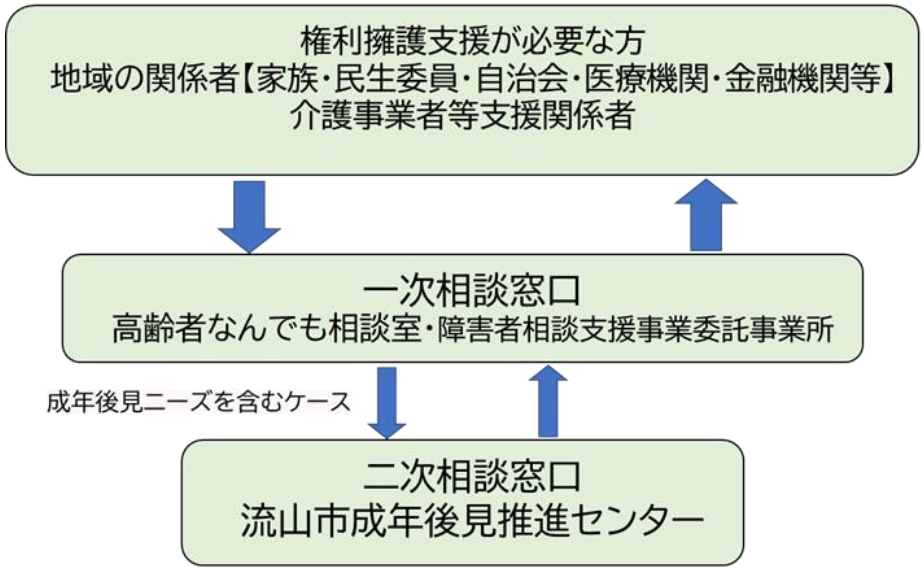
（２）日常生活自立支援事業等その他制度との連携

成年後見制度の利用促進と併せて流山市社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業や今後需要が高まることが予想される、終身サポート事業との連携体制の構築を図る必要があります。

（３）成年後見制度及び相談先のさらなる周知

市民が成年後見制度について正しく理解し、将来の利用について適切に意思決定できるよう情報提供を行うとともに、本人や家族等に成年後見ニーズが生じた際の相談窓口を周知します。また、関係者に対しては、成年後見ニーズを把握した際に適切に対応できるよう、権利擁護支援の相談窓口の明確化と周知を進める必要があります。

■一次相談窓口及び二次相談窓口の役割



一次相談窓口の役割
- アセスメント（支援の必要性の検討、適切な支援内容の検討、本人の意思決定支援）
- 権利擁護関係機関への繋ぎ
- 介護・医療・福祉等の関係機関との連携
- 日常生活自立支援事業等との連携　等

二次相談窓口の役割
- 権利擁護支援の方向性についての検討・専門的判断
- 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断
- モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

（４）市長申立て及び成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度の利用を必要としているが判断能力の低下等により本人や親族が申し立てることが困難である方には必要に応じ成年後見市長申立てを行うとともに、成年後見人等への報酬費用の支払いが困難である方に対しては、現在、在宅生活者２８，０００円、施設入所者等１８，０００円を上限として支給を行っています。（以下「流山市成年後見人等報酬助成金」といいます。）今後も成年後見制度を必要とする方が制度を利用できるよう支援を行う必要性があります。

（５）担い手の確保

民法改正により必要性があるときに専門職後見人による支援を受け、必要性がなくなった段階で制度の利用を終了できる「終われる後見」を含む制度の見直しが行われることから、専門職後見人の在り方が変化していくことが見込まれます。また、今後の高齢者のみ世帯数の増加、認知症高齢者数、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加により、成年後見制度を利用する可能性がある方も増加することが見込まれるため、成年後見制度を終了した後の支援者等（身寄りのいない高齢者等を対象とした終身サポート事業者等を想定）の担い手不足が見込まれます。そのため、市民後見人をはじめとする担い手の養成・育成の在り方を検討するとともに、地域共生社会を目指した体制整備等についても検討する必要があります。

基本目標：権利擁護支援の体制づくり

施策（1） **地域連携ネットワークの構築・深化**	①中核機関・協議会の運営 ②相談支援体制の整理及び強化 ③権利擁護支援の検討を行う体制づくり及び機能強化
施策（2） **成年後見制度等権利擁護支援の推進**	①成年後見制度の普及・啓発 ②市長申立て及び報酬助成の実施
施策（3） **担い手の確保**	①市民後見人の養成・育成の在り方の検討 ②後見人活動支援の検討及び意思決定支援の重要性の周知

今後の取組

施策１　地域連携ネットワークの構築・深化

権利擁護の必要な方が制度の利用に繋がるよう、各関係機関が連携する地域連携ネットワークを構築していきます。既存の相談支援機関の機能を活かしながら、円滑な連携を図ることができるよう体制の整備を進めていきます。また、一次相談窓口や成年後見推進センターが弁護士に直接相談し、専門的助言を確保する方法として、権利擁護アドバイザリーの整備を進めるほか、適切な後見人等候補者の検討及びマッチング（受任者調整）の実施、成年後見制度利用前から専門職が事前関与を行うことを目的として、事前関与スキームの整備を進めていきます。

日常生活自立支援事業と成年後見制度相互の移行等が円滑に進められるよう両制度の連携を図っていきます。また、地域福祉計画及び高齢者支援計画において検討されている終身サポート事業は、「終われる後見」への法改正によりニーズが高まっていくことが予想されるため、連携体制の構築に努めていきます。

施策２　成年後見制度等権利擁護支援の推進

成年後見制度を含む権利擁護の仕組みについて、普及・啓発を図るとともに市内における相談窓口の周知を図るほか、普及啓発を行うべき各対象に合わせた効果的な方法を検討します。また、流山市成年後見人等報酬助成金の支給をはじめとする成年後見制度利用支援事業を実施し、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず制度を利用できない方に対し引き続き制度利用の支援を行います。

施策３　担い手の確保

市民後見人の周知を行うとともに、民法改正に伴う、成年後見制度の見直しを踏まえ、市民後見人をはじめとする担い手の養成・育成の在り方について検討を行います。また、養成された方が実際に活躍する場の確保についても重点的に検討を行い、段階的な体制整備に取り組みます。

後見活動の支援として親族後見人を含む成年後見人等が相談できる仕組みを整備するとともに、課題解決に向けた支援を行うことができるよう中核機関の連絡調整機能を強化していきます。また、成年後見人等を含む権利擁護支援チームが、連携を図りながら本人を支援できるよう、意思決定支援の重要性や成年後見人等の役割についての普及・啓発等に取り組みます。

■市内相談窓口

【一次相談窓口】市民の皆様からのお問い合わせはこちらにご連絡ください。

【高齢者の成年後見制度に関すること】高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)		
北部高齢者なんでも相談室 【令和１０年３月以降移転予定】	流山市江戸川台東２－１９ （旧）江戸川台出張所 【移転後住所】 流山市江戸川台東２－６－４ （ジェトロ跡地施設）　３階	 電　　話：７１５５－５３６６ ファクス：７１５４－３２０７
北部西高齢者なんでも相談室	流山市大字中野久木４２１ 花のいろ内	電　　話：７１９７－１３７８ ファクス：７１９７－１６１５
中部高齢者なんでも相談室	流山市下花輪４０９－６ 東葛病院付属診療所内	電　　話：７１５０－２９５３ ファクス：７１５８－８４１９
東部高齢者なんでも相談室	流山市野々下２－４８８－５ あざみ苑内	電　　話：７１４８－５６６５ ファクス：７１４１－２２８０
南部高齢者なんでも相談室	流山市平和台２－１－２ 流山市ケアセンター２階	電　　話：７１５９－９９８１ ファクス：７１７８－８５５５
【障害のある方の成年後見制度に関すること】障害者相談支援事業委託事業所		
西深井地域生活支援センター すみれ	流山市西深井３９０－１	電　　話：７１５４－６２０２ ファクス：７１９２－６２００
相談支援センターまほろば	流山市野々下１－３１９	電　　話：７１９６－７８０３ ファクス：７１４７－２６８０
相談支援事業所 PHARE（ファーレ）	流山市南流山１－１４－８ ロジカル南流山１０１	電　　話：７１３６－２９３３ ファクス：７１３６－２６４４

【二次相談窓口】

流山市成年後見推進センター	流山市平和台２－１－２ 流山市ケアセンター３階	電　　話：７１５７－１２７５ ファクス：７１５９－４７３６

【流山市役所】

健康福祉部高齢者支援課	流山市平和台１－１－１ 第２庁舎１階	電　　話：７１５０－６０８０ ファクス：７１５９－５０５５
健康福祉部障害者支援課	流山市平和台１－１－１ 第２庁舎１階	電　　話：７１５０－６０８１ ファクス：７１５８－２７２７

（作成）流山市　健康福祉部　高齢者支援課

住所：流山市平和台 1-1-1　電話：04-7150-6080